

林業経済学会
2019年秋季大会@東京農工大学
A4

「発電利用に供する木質バイオマスの証明の ためのガイドライン」の運用状況と課題 － 認定団体の取り組み状況を事例に －

2019年11月24日（日） 10：45～11：20
東京農工大学 2号館2-11（A会場）

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会
前川 洋平

はじめに① ガイドラインの概要

●2012年に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」が施行

●「木質バイオマス発電」については、林野庁が2012年に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）が適用される。
⇒木質バイオマス発電を行う事業者は伐採段階から連鎖された証明書を根拠書類として電力会社に売電する

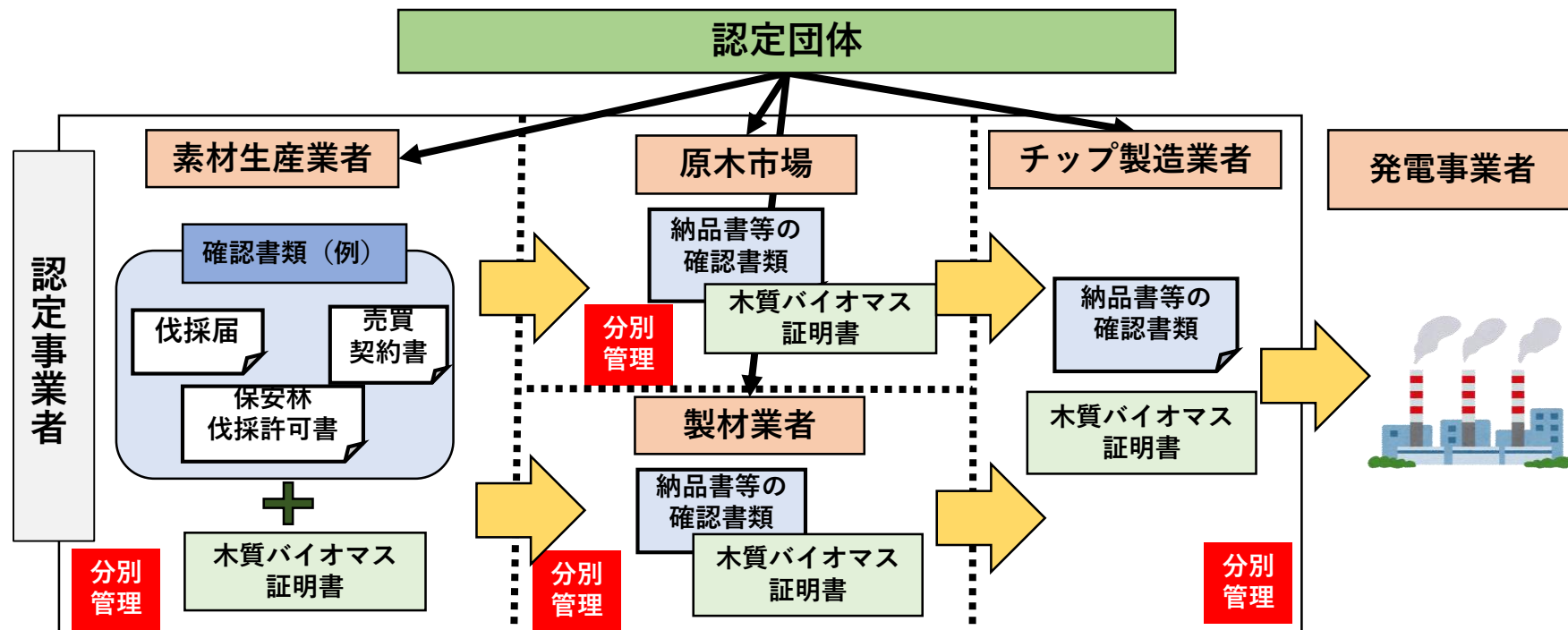


図1 ガイドラインの概要

●2017年7月に総務省「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」が公表（注1・2）

⇒ガイドラインの運用状況も対象

⇒全国19の発電設備、98の納入ルートが監査対象

⇒**59ルートで不適切事案**の指摘

⇒関係省庁に対し、ガイドラインの周知徹底や証明連鎖の指導、の**勧告**

●各省庁の対応：

【林野庁】認定団体向け集合研修会の開催（2017年12月）（注3）

【資源エネルギー庁】発電事業者向け注意喚起文書の発信（2019年2月）

FIT制度が国民負担となっている以上、ガイドラインの適格な運用（=**ガイドラインの信頼性の担保**）が求められる

注1：総務省（2017）

注2：総務省による指摘内容とガイドライン運用に関する各地の取り組み状況については前川（2019）を参照

注3：林野庁は2015年度より補助事業を通じた実態把握と周知を実施



2017年12月5日付け日本農業新聞

制度設計側

- FIT法に基づく木質バイオマス発電については、**ガイドラインに基づく**適切な分別管理・証明連鎖を求める（資源エネルギー庁）
- ガイドラインは**あくまでも業界の自主的取り組み**であり、**認定団体による管理指導能力**に期待（林野庁）

認定団体

- 事業者の認定や**管理指導業務が増加**するも、それに見合った運用体制を構築できない（事業者に対する管理指導が徹底できない）
⇒**認定料金が安価？**他のガイドラインとの違いを理解していない？

認定事業者

- FIT木質バイオマス発電所に対する燃料供給を行う上で、**ガイドラインへの対応は必要不可欠**
- 事務作業に煩雑さ**があるほか、他のガイドラインとの違いを理解しづらい？

総務省監査により多数の不適切事案の指摘

- ガイドライン運用の核となる**認定団体の取り組み状況**に着目
- 実態把握**と**課題抽出**により、ガイドラインの的確な運用に寄与できるのではないか

目的

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用状況を明らかにする

- ⇒特に認定団体による運用状況に着目
- ⇒適切な運用に向けた今後の課題を考察

方法

1. 認定団体を対象とする調査（質問紙法）の実施

- ⇒認定状況の把握
- ⇒認定事業者に対する管理指導状況の把握

※認定団体の属性による運用状況の相違にも着目

（補2. ガイドラインの運用状況に関する現地調査（聞き取り調査）の実施）

- ⇒対象発電事業者の燃料調達に関与する認定事業者・当該認定事業者を認定する認定団体を対象とする聞き取り調査の実施

3. 適切なガイドラインの運用に向けた課題の抽出

表１ 調査の実施概要

	実施年度				
	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
調査期間	2019年 7月27日 ～8月31日	2018年 7月27日 ～8月31日	2017年 7月20日 ～12月21日	2016年 7月7日 ～11月30日	2015年 8月14日 ～9月18日
調査対象	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」 に基づく事業者認定を行う認定団体				
調査票発送数	142	142	138	134	133
調査票回収数 (回収率)	131 (92.3%)	115 (81.0%)	126 (91.3%)	124 (92.5%)	114 (85.7%)
有効回答数 (有効回答率)	130 (91.5%)	115 (81.0%)	126 (91.3%)	124 (92.5%)	107 (80.5%)

認定団体を対象とする調査の概要（２）

表２ 調査項目

大問	小問
1. 回答者情報	○団体情報 ○回答者情報
2. 認定した事業者について	○認定実績 ○証明バイオマスの実績
3. 認定事業者の管理状況	○認定事業者に対するフォローアップ ○実績管理 ○立ち入り検査の実施状況 ○認定取消状況 ○認定費用
4. ガイドラインの運用に関する意見聴取	○運用体制と取り組み ○ガイドラインの運用に関する意見

「発電利用に供する木質バイオマス発電の証明のためのガイドライン」
の運用に関する調査
調査票

～ご記入にあたって～

本調査は、2019 年度林野庁補助事業「地域内エコシステム」燃料材サプライチェーン実態調査支援事業で実施しております。

本調査では、「発電利用に供する木質バイオマス発電の証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」とします）の運用に関して、貴認定団体のお取り組み状況についてお伺いすることを目的としております。

本調査票は4 部構成となっています。第1 部は、ご回答いただいた団体や御担当者様に関する設問です。第2 部は、貴団体が認定した認定事業者に関する設問です。第3 部は、認定事業者の管理状況に関する設問です。第4 部は、ガイドラインの運用に携わる皆様からの御意見を頂戴する設問です。なお、本調査票は、2016～2018 年度に実施した調査項目と重複しているところがございますが、ガイドラインの運用状況に関する数少ない資料を作成することを目的として重ねてお伺いしておりますこと、ご理解ください。

アンケートの設問は選択式と記述式の2 つのタイプがあります。記述式については、関係する具体的な項目をお書きください。

依頼した回答は、林野庁への報告のほかに、今後のガイドラインの適切な運用に向けた取り組みの参考資料として活用させていただくことを目的としており、適切に管理・保存を図るとともに、調査の目的以外に使用することはありません。また、回答者が特定できるような集計・分析・公開は行いません。積極的なご回答をお願い申し上げます。なお、過去に実施した調査結果は、当協会 HP にて公開しております。

ご記入いただいたアンケート調査票と認定事業者リストは、E-mail もしくは FAX にて、2019 年 7 月 23 日（火）までにご返信ください。

アンケートの内容および調査に関するお問い合わせは、下記までお願い申し上げます。

「お問い合わせ」
（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会
担当：市川
〒110-0016 東京都台東区台東 3 丁目 12 番 5 号
クラシックビル 604 号室
TEL：03-5817-8491 FAX：03-5817-8492
E-mail：guideline2016@jwba.or.jp

図２ 調査票

1. 【概要】 認定団体と認定事業者の増減と認定団体の属性

2. 【全体傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 2.1. 認定事業者の業態と木材取扱量
- 2.2. フォローアップ状況
- 2.3. 立ち入り検査の実施と認定取消状況
- 2.4. 取り扱い実績報告のとりまとめ公開状況
- 2.5. 取り扱い実績報告の受領状況

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 3.1. 事業者認定状況
- 3.2. 認定団体の運用体制
- 3.3. 認定審査委員会の構成
- 3.4. 事業者認定の費用請求状況

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

- 4.1. 事業者認定の費用請求
- 4.2. フォローアップ活動
- 4.3. 立ち入り検査
- 4.4. 認定取消
- 4.5. 取り扱い実績報告の受領状況

1. 【概要】 認定団体と認定事業者の増減と認定団体の属性

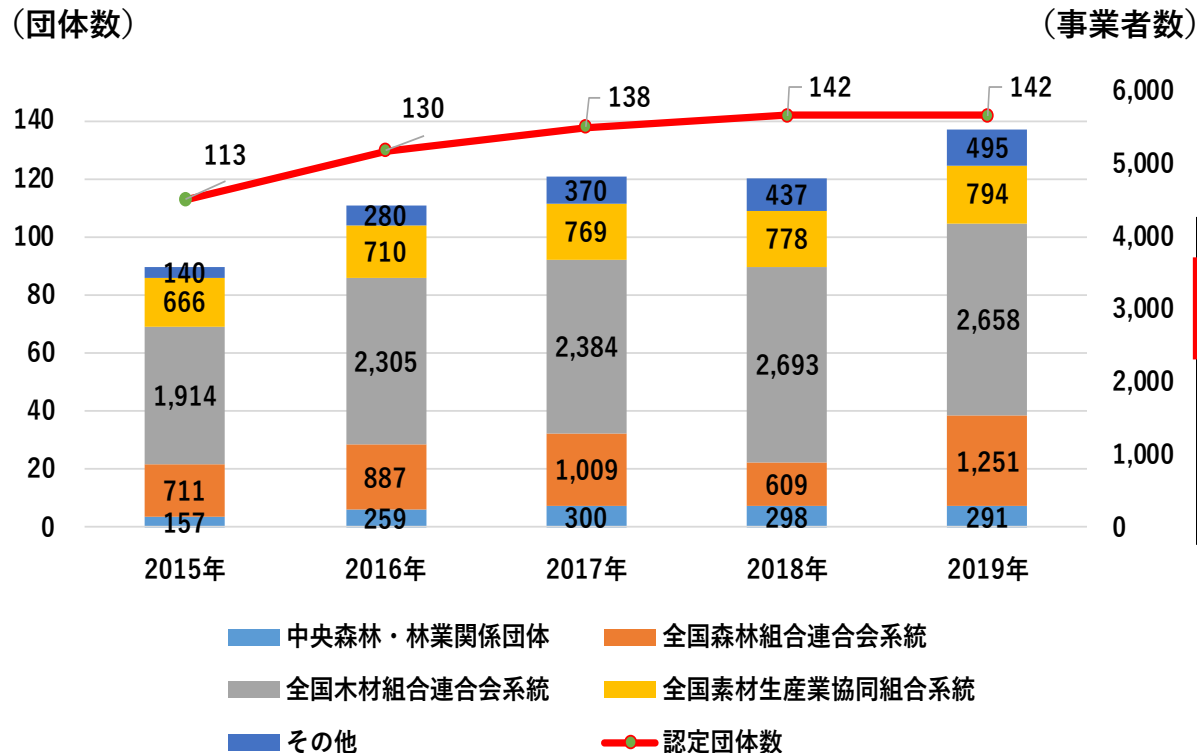


図3 認定事業者の増減

表3 認定団体の属性内訳 (2019年度)

1.中央森林・林業関係団体	16
2.全国森林組合連合会系統	42
3.全国木材組合連合会系統	49
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	13
5.その他地方木材団体	5
6.その他	17
計	142

- 認定団体数に大きな増減はない
- 認定団体は全森連系統・全木連系統が全体の約半数を占める
⇒認定団体は許認可や届け出制ではないので、時点ごとの調査が必要（各年調査の前段階でインターネット調査を実施）
- 認定事業者数は増加傾向。最も多くの事業者を認定しているのは全木連系統
※全森連系統で認定数が上下しているが、各年の調査回答数に影響する

1. 【概要】 認定団体と認定事業者の増減と認定団体の属性

2. 【全体傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 2.1. 認定事業者の業態と木材取扱量
- 2.2. フォローアップ状況
- 2.3. 立ち入り検査の実施と認定取消状況
- 2.4. 取り扱い実績報告のとりまとめ公開状況
- 2.5. 取り扱い実績報告の受領状況

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

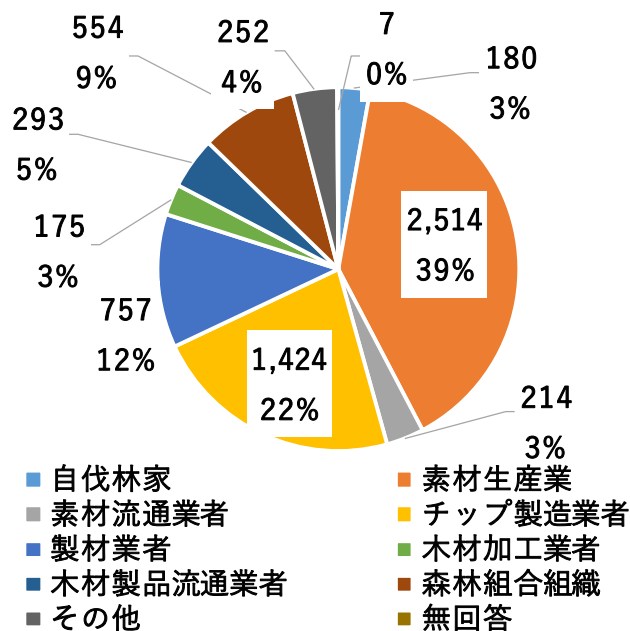
- 3.1. 事業者認定状況
- 3.2. 認定団体の運用体制
- 3.3. 認定審査委員会の構成
- 3.4. 事業者認定の費用請求状況

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

- 4.1. 事業者認定の費用請求
- 4.2. フォローアップ活動
- 4.3. 立ち入り検査
- 4.4. 認定取消
- 4.5. 取り扱い実績報告の受領状況

2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

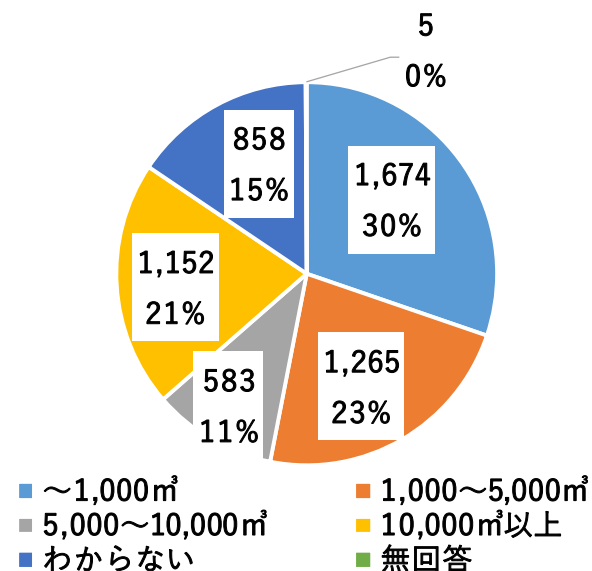
2.1. 認定事業者の業態と木材取扱量



注1：単位は事業者数 n = 5,489

注2：合計値は6,370となり、重複分の精査は不可能

図4 認定事業者の業態



注1：単位は事業者数 n = 5,489

注2：合計値は5,537となり、重複分の精査は不可能

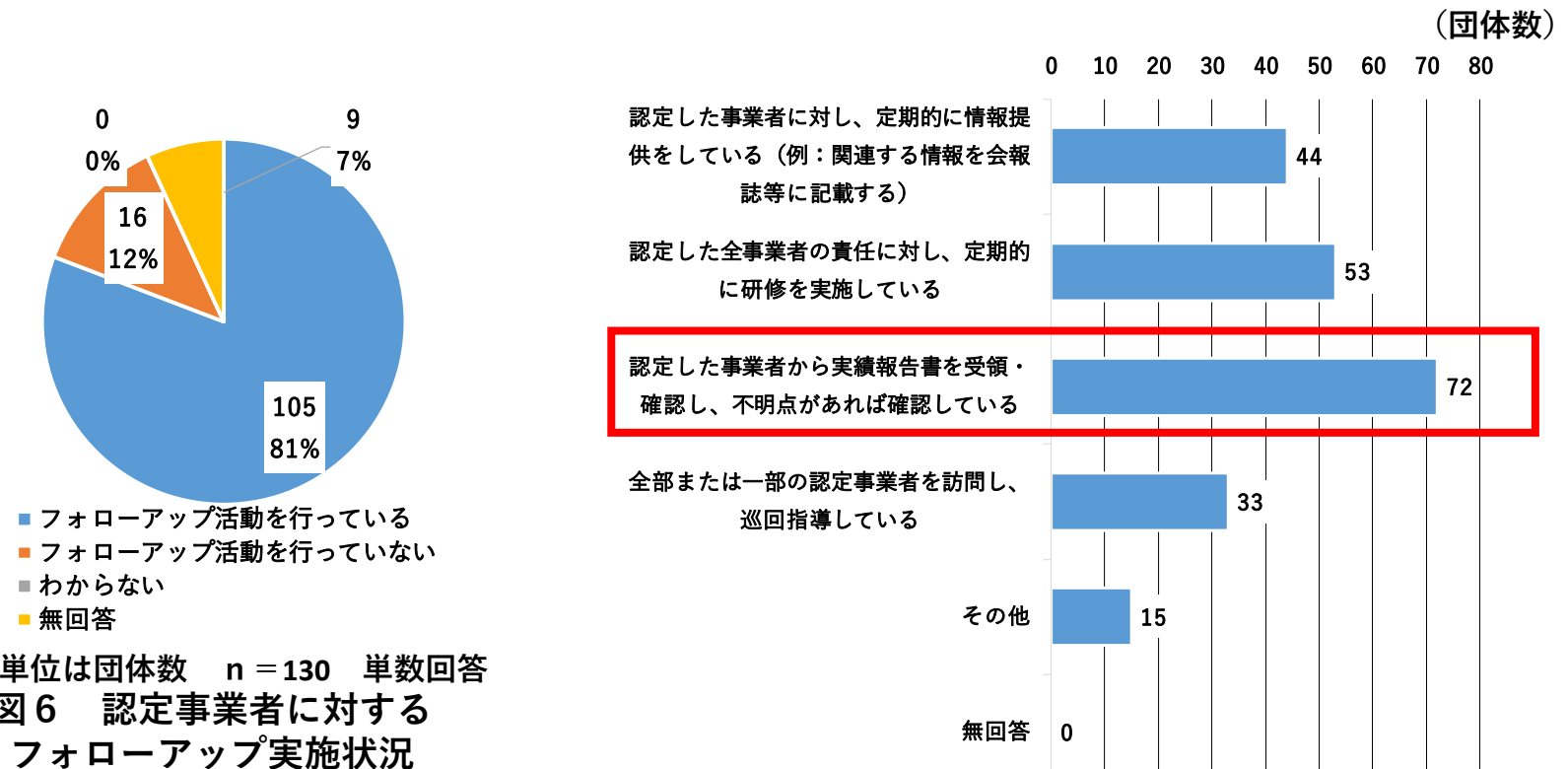
図5 認定事業者の年間取扱数量

●認定事業者の多くは**素材生産**に携わる者が多い。次いで、**製材業者**、**森林組合組織**の順で多い

●認定事業者の年間取扱数量は**平均1,000m³以下**が最も多い

2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

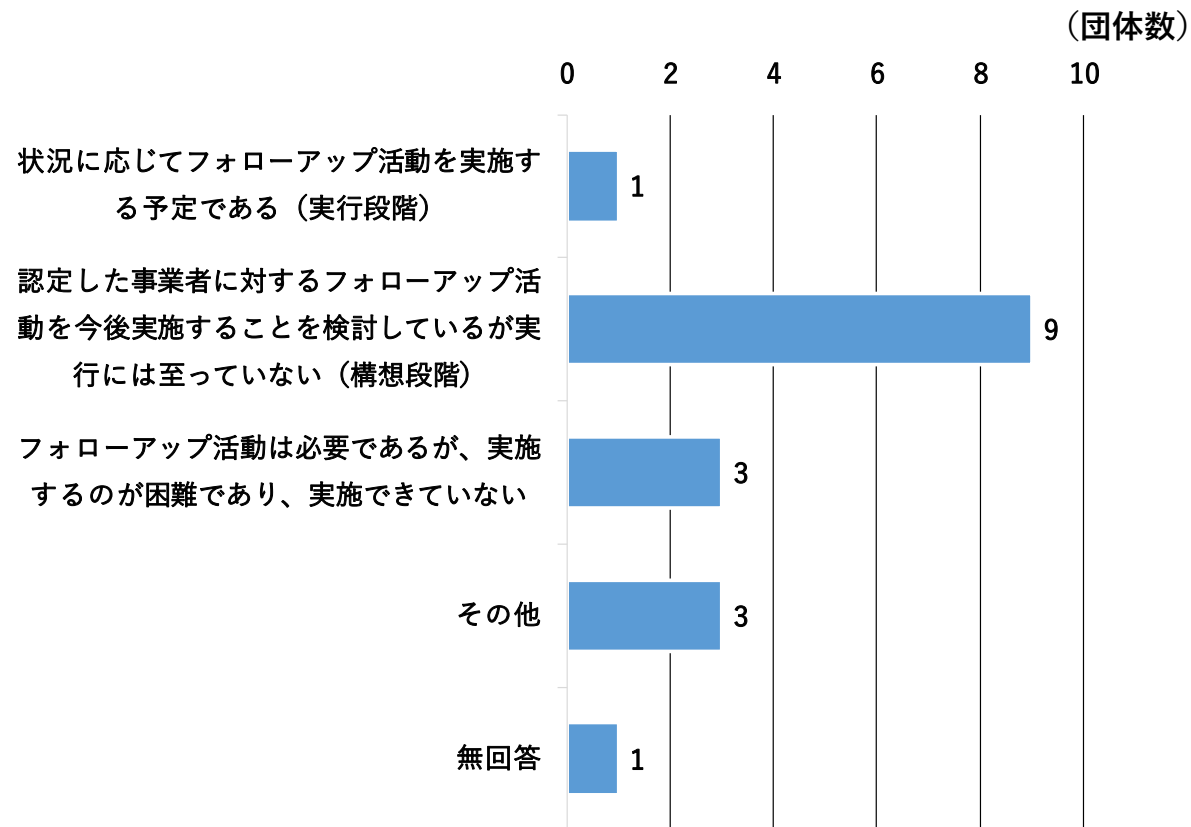
2.2.フォローアップ状況（1）



- 約80%の認定団体（105団体）が認定事業者に対するフォローアップ活動を実施している
⇒具体的には、団体が発行する情報誌や、研修会の開催、等
- 取り扱い実績報告書の確認から実態把握（事業者の管理）に努めようとしている

2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

2.2. フォローアップ状況（2）



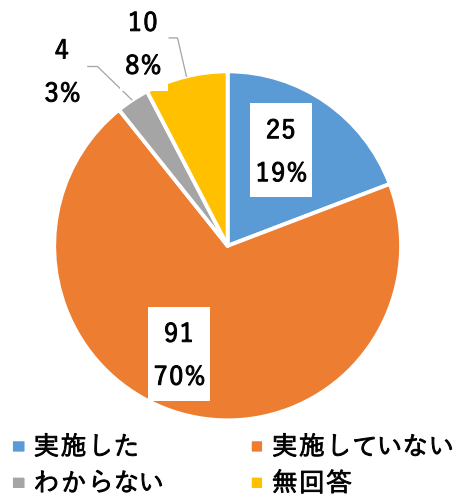
注：単位は団体数 複数回答 n = 16 回答総数は17

図8 フォローアップを実施していない理由

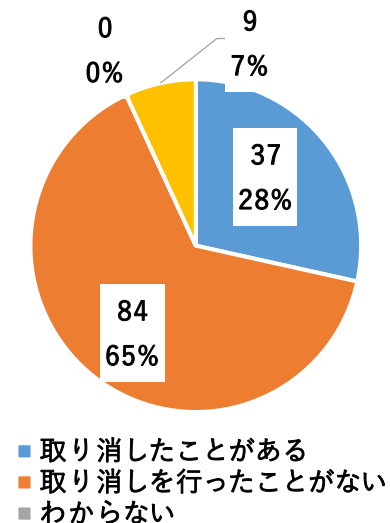
- フォローアップ活動が実施できていないと回答したのは**16団体**（全体の12%）
- 多くの団体は実行段階もしくは構想段階となっているが、中には**フォローアップ活動の実施が困難**とする認定団体も存在する

2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

2.3. 立ち入り検査の実施と認定取消状況



注：単位は団体数 n = 130 単数回答
図9 立入検査の実施実績

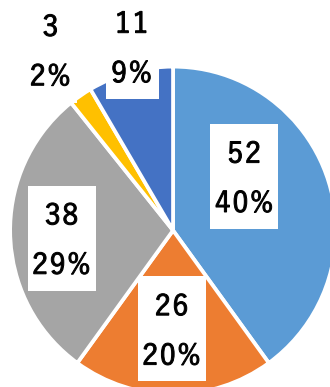


注：単位は団体数 n = 130 単数回答
図10 認定の取消実施状況

- 立入検査を実施した認定団体は**全体の19% (25団体)**
 - ⇒多くの認定団体は立入検査を実施していない
 - ⇒立入検査が実施できていない理由として、認定団体の人工不足（体制未整備）と推察
- 認定事業者の取り消し実績があるのは**全体の約28% (37団体)**
 - ⇒認定取消は「認定期間の満了」や「事業者の都合（廃業等）」、によるもの
 - ⇒多くの認定団体は、認定取消の対応をした経験がない
- 認定**料金の未納**による認定取消事例をわずかに確認

2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

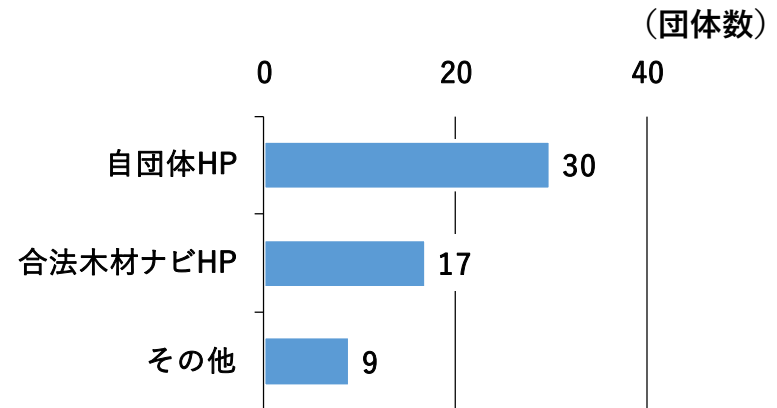
2.4. 取り扱い実績報告のとりまとめ公開状況



- 実績報告の概要を公開している
- 実績報告の概要はまだ公開していない
- 実施報告を公開する予定は、今のところない
- わからない
- 無回答

注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図11 木質バイオマス取扱実績の公開状況



注：単位は団体数 n = 52 複数回答 回答総数は56

図12 木質バイオマス取扱実績公開先

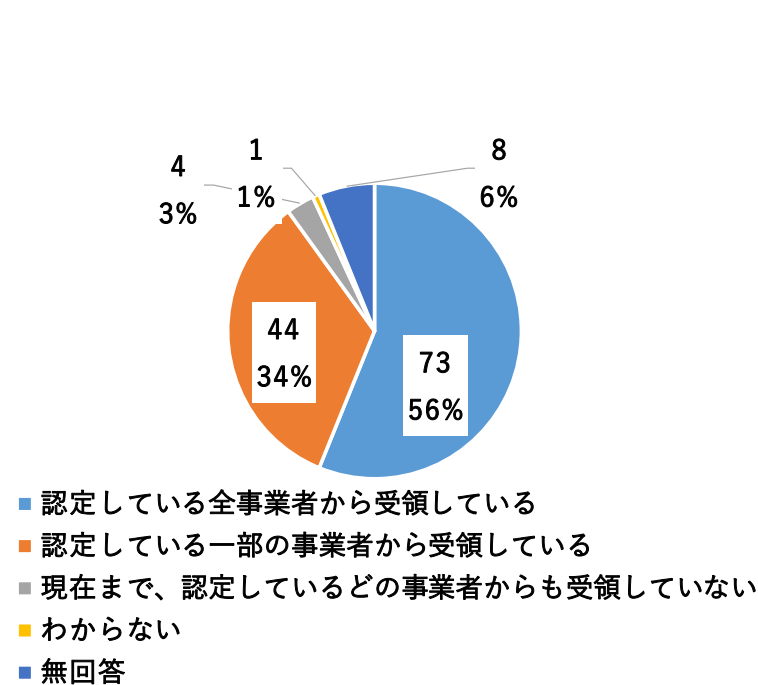
●**40%（52団体）の認定団体**が2018年度の取扱実績報告の取りまとめ結果を調査時（2019年7月当時）には公開している

⇒背景に、①合法木材ガイドラインの認定団体と重複している、②全木連による合法木材の実績報告が例年6月末に〆切が設定されており、同調査の回答に合わせて発電用木質バイオマスの実績報告が徴収されること、がある

●公表先を**事務所の掲示板**や全国規模の**上位団体（全森連や全木連）**への報告とする場合もある

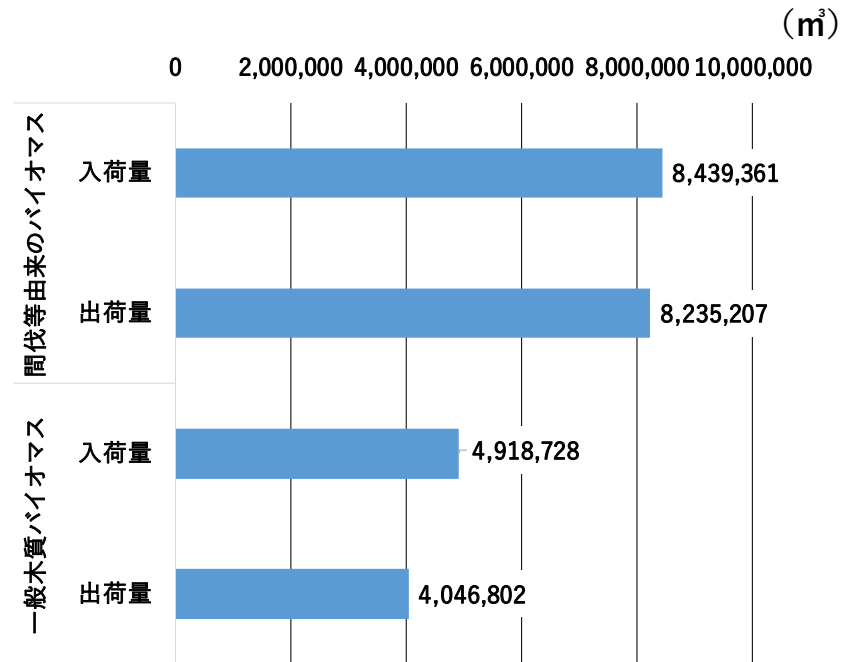
2. 【全体傾向】認定団体の事業者認定と事業者管理状況

2.5. 取り扱い実績報告の受領状況



注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図13 取扱実績報告受領状況



注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図14 認定事業者が取り扱った木質バイオマス数量
(認定団体に提出された取扱実績報告書より)

● **44%の認定団体（57団体）**については、必ずしもすべての事業者から取扱実績報告を受領できていない

● 認定団体が集計した木質バイオマス数量は、**認定事業者による回答を単純積算**したものであり、①素材生産からチップ加工、②チップ加工から発電所と、サプライチェーンの中でダブルカウント（流通過程を含めるとトリプルカウントも）している可能性をぬぐえない

⇒ 実績報告書の集計方法について、ガイドラインで提示することも必要ではないか

1. 【概要】 認定団体と認定事業者の増減と認定団体の属性

2. 【全体傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 2.1. 認定事業者の業態と木材取扱量
- 2.2. フォローアップ状況
- 2.3. 立ち入り検査の実施と認定取消状況
- 2.4. 取り扱い実績報告のとりまとめ公開状況
- 2.5. 取り扱い実績報告の受領状況

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 3.1. 事業者認定状況
- 3.2. 認定団体の運用体制
- 3.3. 認定審査委員会の構成
- 3.4. 事業者認定の費用請求状況

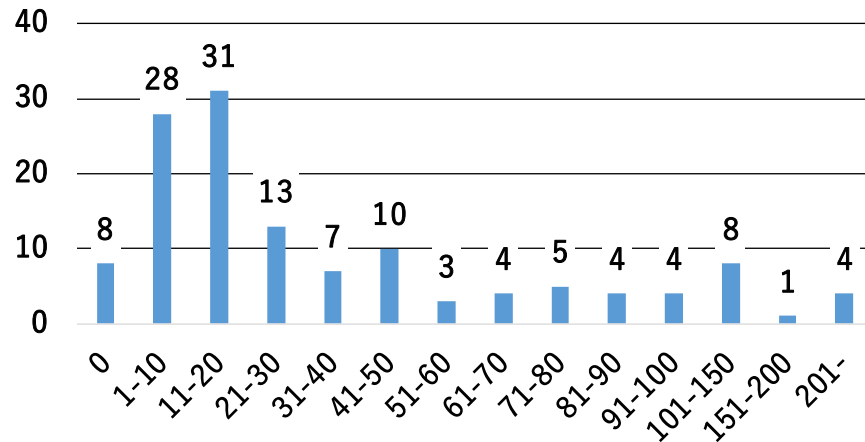
4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

- 4.1. 事業者認定の費用請求
- 4.2. フォローアップ活動
- 4.3. 立ち入り検査
- 4.4. 認定取消
- 4.5. 取り扱い実績報告の受領状況

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

3.1.事業者認定状況

(団体数)



注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図15 認定団体による事業者認定数の規模別分布

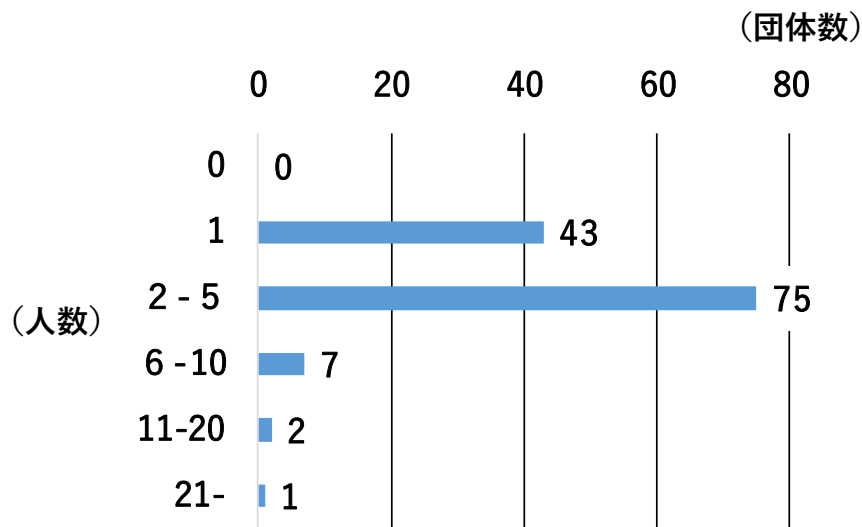
表4 系統別認定団体による事業者認定数の規模別分布

	合計値	平均値
1.中央森林・林業関係団体	291	18.2
2.全国森林組合連合会系統	1,251	33.8
3.全国木材組合連合会系統	2,658	56.6
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	794	66.2
5.その他地方木材団体	119	29.8
6.その他	376	26.9
計	5,489	42.2

- 1 団体が認定する事業者数は **0 ~ 354事業体**まで幅広い
- **平均42.2事業体**／団体を認定
- 多くの認定団体が **1 ~ 20社**を認定
- **全素協系統**が最も多い**66.2事業体**／団体を認定（多数の事業者を認定：秋田県素材生産流通協同組合・ノースジャパン素材流通協同組合・宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会）

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

3.2. 認定団体の運用体制



注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図16 認定団体の運営体制

表 5 認定団体の系統別運営体制（2019年度）

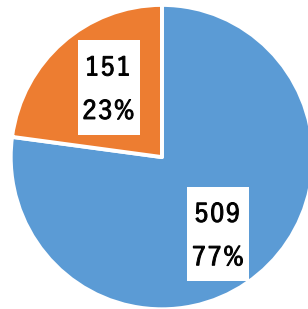
	合計値	平均値
1.中央森林・林業関係団体	26	1.6
2.全国森林組合連合会系統	120	3.2
3.全国木材組合連合会系統	92	2.0
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	25	2.3
5.その他地方木材団体	7	2.2
6.その他	75	5.4
計	345	2.8

- 認定団体のうち、ガイドラインの運営に関与する職員は「**2～5人**」が最も多い一方、「**1人**」で対応している団体も多数存在
- “明確な担当者”を配置する場合もあれば、“担当部署全員で対応（選任者を配置しない）”もあり、組織内での対応は二分する
- 大多数の認定団体は2名程度（専務理事＋事務職員）の配置
- 全森連系統の運用体制は比較的充実している**

注：その他系統は、1団体が27人（支部役員）と回答していることから異常値と判別（平均値が上昇）

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

3.3. 認定審査委員会の構成



■ うち内部委員 ■ うち外部委員

注：単位は審査委員数 n = 130 回答総数は660人

図17 審査委員会の審査員の構成

表6 審査員の合計値・平均値

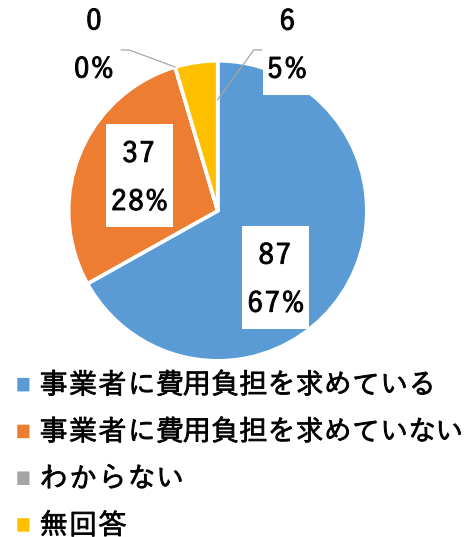
審査委員数（合計）		
	合計値	平均値
1.中央森林・林業関係団体	79	4.9
2.全国森林組合連合会系統	175	4.7
3.全国木材組合連合会系統	240	5.1
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	59	4.9
5.その他地方木材団体	16	5.3
6.その他	91	7.0
計	660	5.1

	内部委員		外部委員	
	合計値	平均値	合計値	平均値
1.中央森林・林業関係団体	59	3.7	15	1.0
2.全国森林組合連合会系統	130	3.5	45	1.2
3.全国木材組合連合会系統	169	3.6	71	1.5
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	49	4.1	10	0.8
5.その他地方木材団体	14	4.7	2	0.7
6.その他	83	6.4	8	0.6
計	504	4.3	151	1.0

- 認定団体が設置する審査委員会の委員は総勢660名となる
- 1団体当たり平均5.1人の委員で構成。各認定団体の系統間の大きな相違はない
- 外部委員として、県内他木材関連団体の役員や、大学教員等の学識経験者、発電事業者等（ユーザー）が挙げられた

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

3.4.事業者認定の費用請求状況（1）



注：単位は団体数 n = 130 単数回答
 図18 認定費用負担の状況

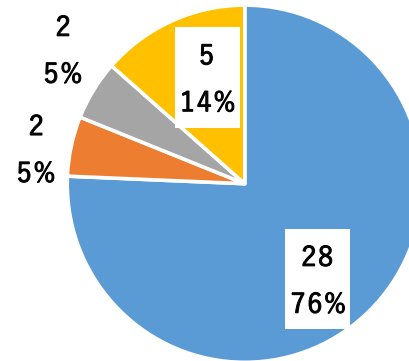
表7 認定団体系別別の認定費用負担の状況

	事業者に費用負担を求めている	事業者に費用負担を求めている	わからない	無回答	計
1.中央森林・林業関係団体	8	5	0	3	16
2.全国森林組合連合会系統	13	24	0	0	37
3.全国木材組合連合会系統	43	2	0	2	47
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	10	2	0	0	12
5.その他地方木材団体	2	1	0	1	4
6.その他	11	3	0	0	14
総計	87	37	0	6	130

- 認定費用については、事業者に負担を求める場合と負担を求めない場合とで対応が二分
- 費用負担を求める場合であっても、30,000円／認定期間（3年間）と比較的安価
- 費用負担を求めない認定団体は全森連系統が半数以上（24団体）
- ⇒認定団体の事業者管理費用と体制整備費用をどのように確保するのか？
- ⇒認定料金について、具体金額をガイドラインで提示することも必要ではないか

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

3.4.事業者認定の費用請求状況（2）



- 事業者に費用負担を求める必要はない
- 事業者に扶養負担を求めたいが、要求できていない
- その他
- 無回答

注：単位は団体数 n = 37 単数回答
図19 認定費用を求めている理由

- 事業者に負担を求めない理由は「**会員サービスの一環**」、「**他の認定で費用を徴取**」、等
- 事業者に費用負担を求めるのが困難（事業者の負担増加への配慮）とする団体も存在

1. 【概要】 認定団体と認定事業者の増減と認定団体の属性

2. 【全体傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

- 2.1. 認定事業者の業態と木材取扱量
- 2.2. フォローアップ状況
- 2.3. 立ち入り検査の実施と認定取消状況
- 2.4. 取り扱い実績報告のとりまとめ公開状況
- 2.5. 取り扱い実績報告の受領状況

3. 【属性別傾向】 認定団体の事業者認定と事業者管理状況

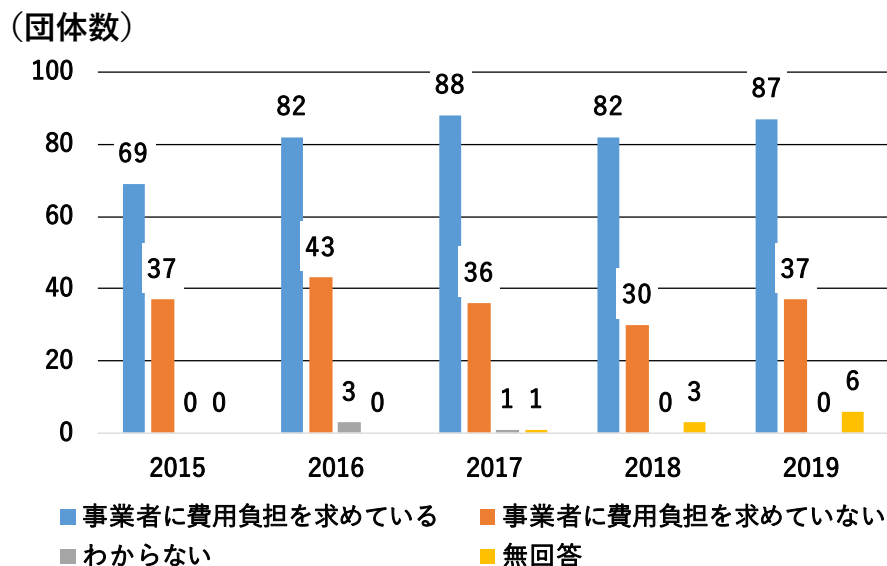
- 3.1. 事業者認定状況
- 3.2. 認定団体の運用体制
- 3.3. 認定審査委員会の構成
- 3.4. 事業者認定の費用請求状況

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

- 4.1. 事業者認定の費用請求
- 4.2. フォローアップ活動
- 4.3. 立ち入り検査
- 4.4. 認定取消
- 4.5. 取り扱い実績報告の受領状況

4. 【複数年傾向】認定団体の取り組み状況の変化

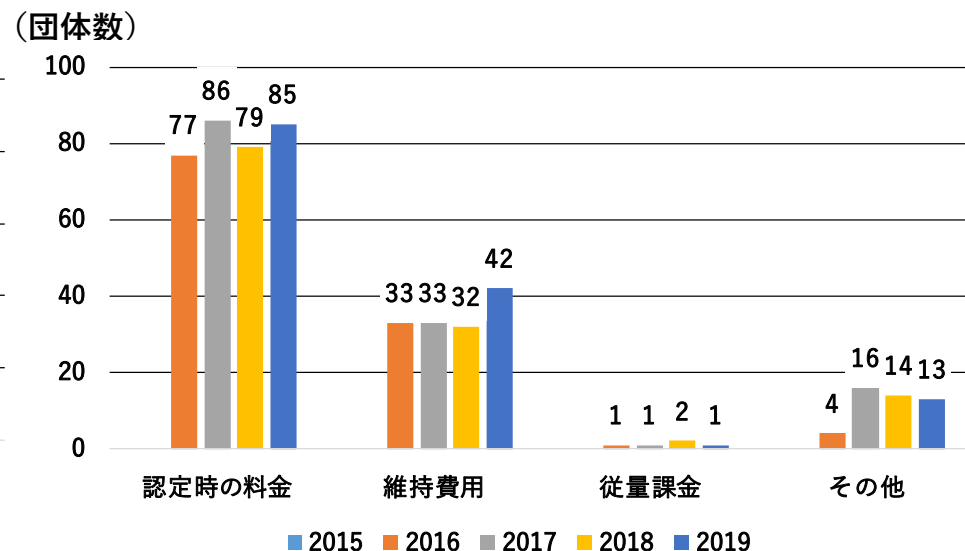
4.1.事業者認定の費用請求



注1：単位は団体数 単数回答

注2：回答数は、2015年が106、2016年が128、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図20 認定費用の請求有無



注1：単位は団体数 複数回答

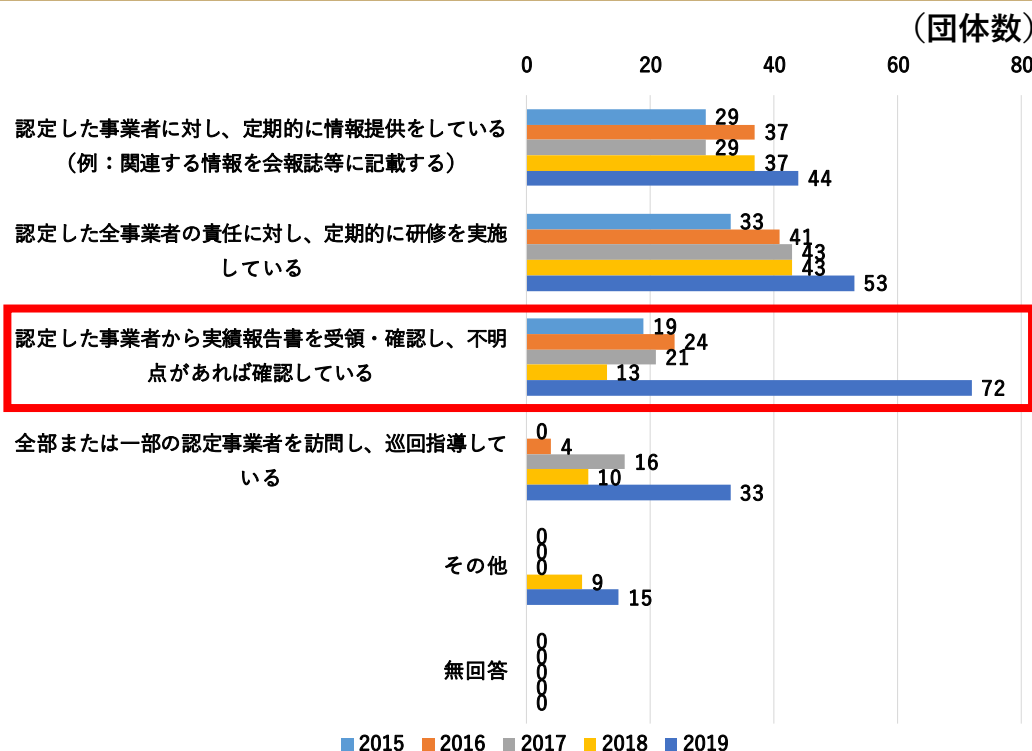
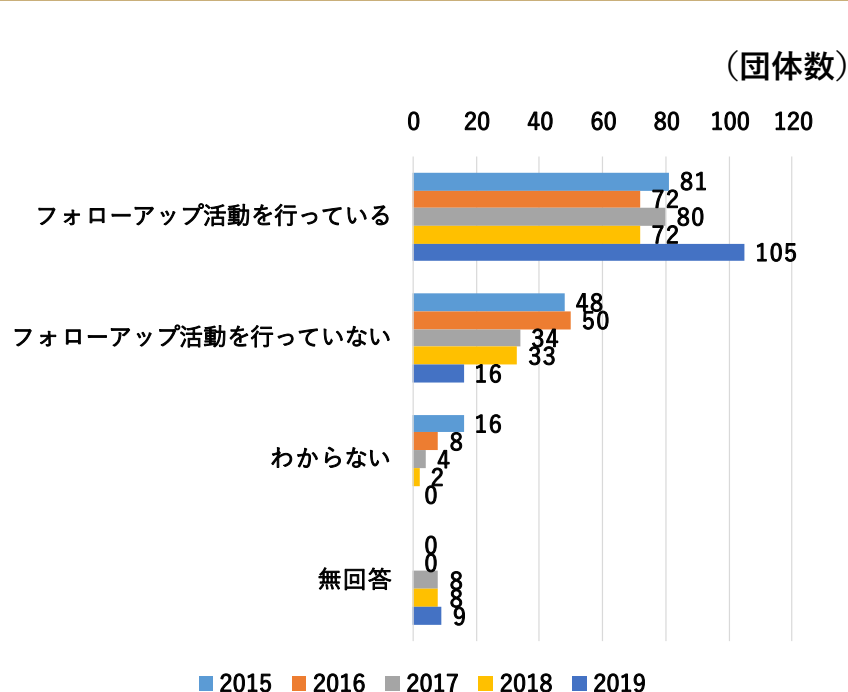
注2：回答数は、2015年が設問なし（n=69）、2016年が115（n=82）、2017年が136（n=88）、2018年が127（n=82）、2019年が141（n=87）

図21 費用負担の求め方

- 基本的には**認定（更新）時に認定料金請求**を行う体系設定
- 全森連系統**の多くは、「**合法木材ガイドライン**」や「**間伐材チップガイドライン**」の認定も同時に行っており、3つのガイドライン認定を**1本化**して、認定料金「0円」、認定番号「1つ」が基本姿勢
- 認定費用の請求方針や請求内容に**大きな経時的変化は確認できない**
⇒発電向け需要が今後も増加することが予想される状況下において、**取扱数量別の認定料金設定**も必要ではないか

4. 【複数年傾向】認定団体の取り組み状況の変化

4.2. フォローアップ活動



注1：単位は団体数 単数回答

注2：回答数は、2015年が145、2016年が130、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図22 フォローアップ活動の実施状況

注1：単位は団体数 複数回答

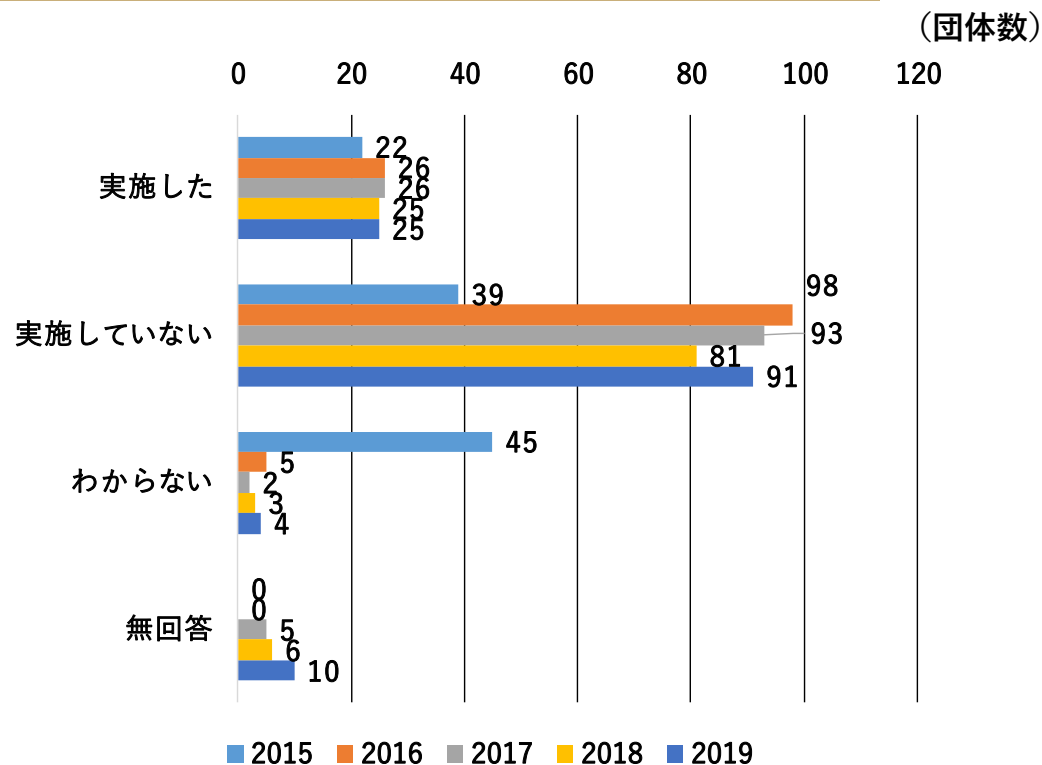
注2：回答総数は、2015年が81 (n=81)、2016年が106 (n=106)、2017年が109 (n=80)、2018年が112 (n=72)、2019年が217 (n=105)

図23 フォローアップ活動の内容

- フォローアップ活動について、2019年度調査では**大幅改善**を確認
⇒設問のフォローアップ活動内容の記述を具体化したほか、実績報告書の内容紹介もフォローアップ活動の一環として集計したことが要因と推察
- 研修会の開催**も増加傾向（燃料材の調達開始に伴う問題発生や総務省監査が背景にあると推察）

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

4.3.立ち入り検査



注1：単位は団体数 単数回答

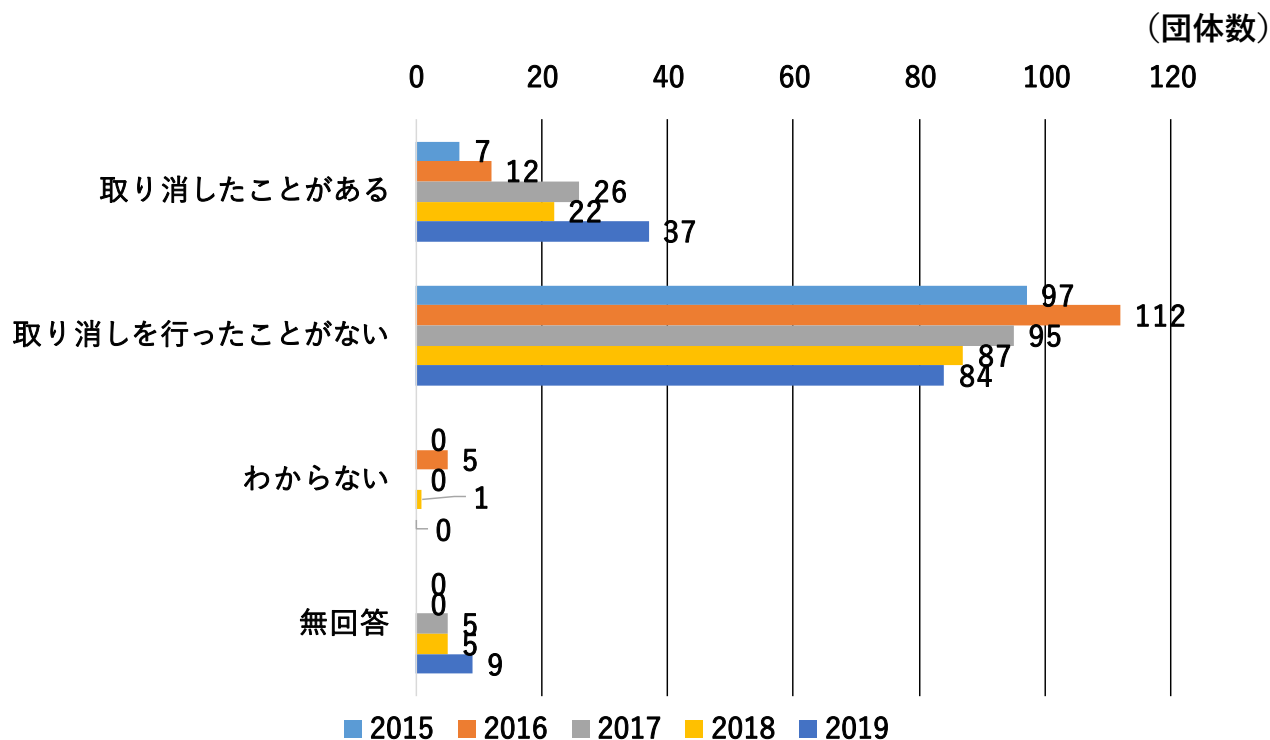
注2：回答数は、2015年が106、2016年が129、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図24 立ち入り検査の実施状況

- 立ち入り検査を実施している認定団体が増加しているとは考えにくい
- 大多数の認定団体**が立ち入り検査を「実施していない」
- 立入検査を実施している認定団体のうち、特に**全森連系統**では、県森連による**系統監査**を活用して実施（検査項目の一つとして、ガイドラインが挙げられている程度）

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

4.4. 認定取消



注1：単位は団体数 単数回答

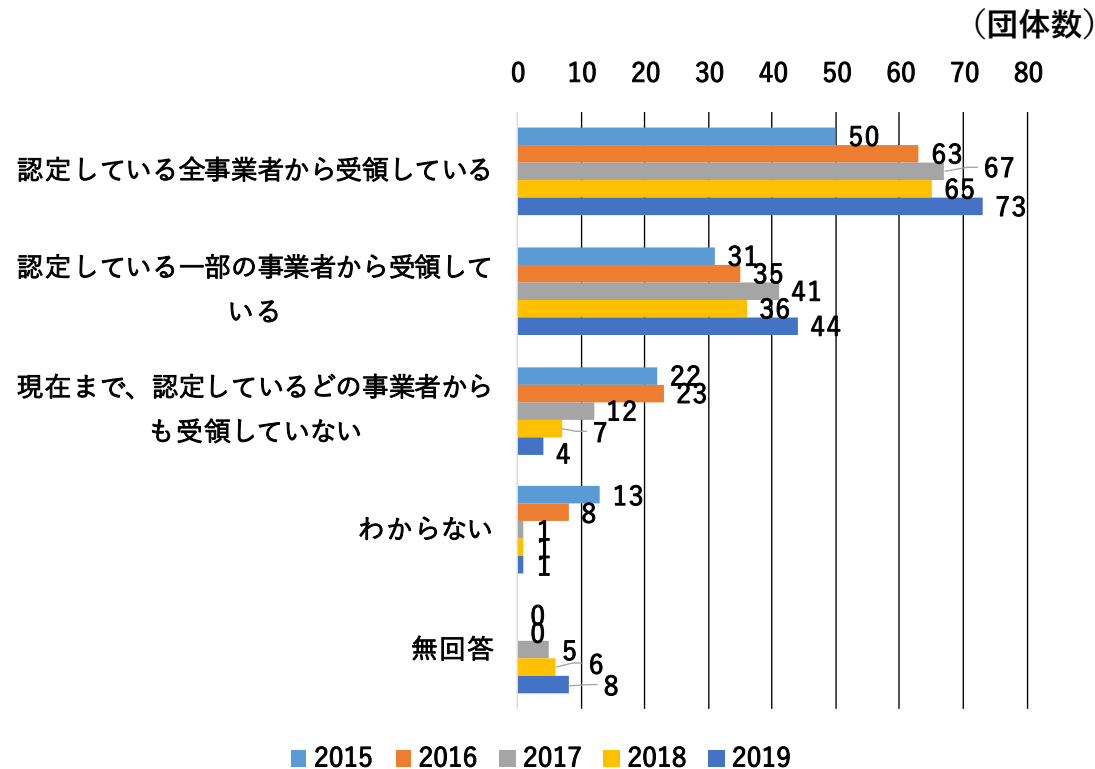
注2：回答数は、2015年が104、2016年が129、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図25 認定取消の状況

- ほとんどの認定団体が「認定取消」を経験したことがない
- 認定取消実績がある団体の増加傾向にあるが、「違反」による取消ではなく、「認定期間満了」や「認定料金の未払い」によるもの

4. 【複数年傾向】 認定団体の取り組み状況の変化

4.5. 取り扱い実績報告の受領状況



注1：単位は団体数 単数回答

注2：回答数は、2015年が116、2016年が129、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図26 取り扱い実績報告書の受領状況

- 取り扱い実績報告書の受領状況は「全事業者」と「一部事業者」とで二分している
- 受領状況に**大幅改善の傾向は確認できない**
- 「全く受領できていない」は減少傾向

1. ガイドラインを取り巻く環境

- FIT木質バイオマス発電事業は認定309件、稼働121件（2019年6月末時点）
- 今後、認定団体数の大幅増加は見込めないが、**認定事業者数は増加**する見込み
- 総務省監査の結果より、ガイドラインのより厳密な運用が求められる（信頼性の担保）

- ⇒木質バイオマス発電事業者による**燃料需要は増加・継続**する見込み
- ⇒認定を希望する事業者が一定数存在（潜在的なニーズあり）
- ⇒**認定団体の事業者認定・管理能力**が求められる

2. 認定団体の取り組み状況

- 認定事業者に対するフォローアップ活動を実施しているのは全体の81%（105団体）
 - ⇒情報誌や研修会による**普及啓発・情報提供**が多数
- 立入検査を実施した認定団体は全体の19%（25団体）
- 認定事業者の取り消し実績があるのは全体の約28%（37団体）
 - ⇒認定取消実績がある団体が増加傾向（「認定期間満了」や「認定料金の未払い」によるもの）
- ⇒フォローアップ活動の主流は**情報提供や研修会**
- ⇒立入検査までを行う団体は少数であり、事業者管理は**どちらかというと形式的なもの**といえる
 - ⇒事業者認定後の**実務面に関する管理・指導**を充実させる必要がある

3. 団体の属性別傾向

- 事業者認定は全森連系統・全木連系統が全認定事業者（5,489事業体）の半数近くを占める
 - ガイドライン運用体制は、全森連系統の運用体制は比較的充実
 - 認定費用については、事業者に負担を求める場合と負担を求めない場合とで対応が二分
 - ⇒費用負担を求めない認定団体は全森連系統が半数以上（24団体）
 - ⇒特に全森連系統の多くが、「合法木材ガイドライン」や「間伐材チップのガイドライン」の3つのガイドライン認定を1本化しており、認定料金「0円」、認定番号「1つ」が基本
- ⇒全森連系統・全木連系統以外の認定団体について、**担当者をどのように確保するか**
- ⇒認定費用を徴収していない団体（全森連系統で多数）や、徴収したとしても価格設定が安価（約30,000円／認定期間）な団体（多数）による**事業者認定・管理費用をどのように確保するか**
- ⇒他の認定制度と1本化した運用の場合、各ガイドラインの違いを理解しづらくする要因とはならないか

今後の課題：ガイドラインの**信頼性の担保** → **認定団体の役割が重要**

課題1：認定団体による事業者認定・管理指導体制の充実が必要

⇒ **認定料金の増額**が必要

課題2：認定団体によるガイドライン運用の体制整備が必要

⇒ **自己研修**や認定団体に対する**研修の場**が必要

課題3：木材関連団体でない認定団体に対するフォローが必要

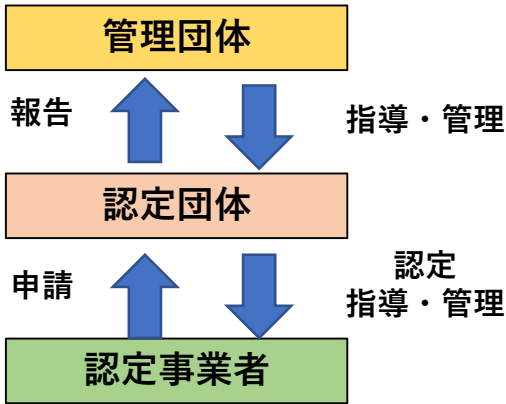
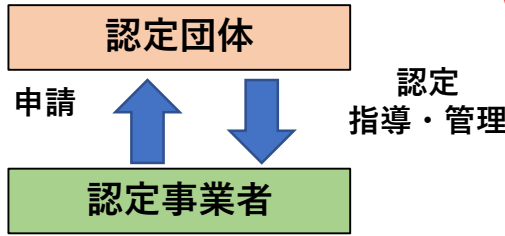
⇒認定団体をどのように**支援**するか？それとも**管理**すべきなのか？



認定団体を支援する主体の養成・確立が必要？

ガイドラインの適切な運用に向けた今後の課題（まとめと考察③）

認定団体を支援する主体の構築に向けた試論

ガイドライン	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン
管理団体（？）	全国木材組合連合会	
認定団体	県木連・県森連	県木連・県森連・その他
認定事業者	事業者	事業者
関係図		

実質
5団体！

例：日本ガス機器
検査協会、日本木
材資源リサイクル
協会連合会、東海
地区型枠工事協同
組合

課題 1：認定団体を支援（もしくは管理）する団体が不在

⇒【制度設計として】支援（もしくは管理）団体の位置づけが必要？

課題 2：木材関連の業界団体に属さない事業者を認定する（実績のある）団体はわずか

⇒【運用として】木材関連業界団体に属さない事業者に対する支援（管理指導）体制の構築が必要？

⇒ガイドライン全体の支援（もしくは管理）主体の確立が必要

- (1) 林野庁：「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」，
http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html，2018年8月18日アクセス
- (2) 日本木質バイオマスエネルギー協会（2018）：平成29年度木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化）「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実態調査成果報告書，日本木質バイオマスエネルギー協会，2018年3月
- (3) 香月英伸（2012）：固定価格買取制度における木質バイオマスの証明制度，森林技術（846号），日本森林技術協会，2012年9月
- (4) 日本木質バイオマスエネルギー協会（2017）：「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」運用マニュアル，日本木質バイオマスエネルギー協会，2017年3月
- (5) 前川洋平（2019）：発電用燃料材の証明ガイドラインの運用実態と課題，山林（1620号），大日本山林会，2019年5月
- (6) 総務省：森林の管理・活用に関する行政評価・監視結果報告書，
http://www.soumu.go.jp/main_content/000494020.pdf，2017年7月5日アクセス

本研究は、下記の林野庁補助事業を通じて得られた結果を二次利用したものです。
記して謝意を表します。

2015年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業

2016年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化等）

2017年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化）

2018年度：「地域内エコシステム」サポート事業（燃料材サプライチェーン実態調査支援）

2019年度：「地域内エコシステム」サポート事業（燃料材サプライチェーン実態調査支援）



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

－ 連絡先 －

〒110-0016

東京都台東区台東 3－12－5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail youhei_maekawa@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>